

食品の品質・安全管理サポート事業実施要領

制定 平成31年3月29日30食産第5316号農林水産省食料産業局長通知
最終改正 令和2年3月31日元食産第5848号農林水産省食料産業局長通知

第1 目的

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の事業の種類欄のIの2の（2）の食品の品質・安全管理サポート事業（以下「本事業」という。）の実施については、実施要綱及び農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱（平成24年4月20日付け23食産第4051号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第2 事業実施主体

1 実施要綱別表1の事業実施主体の欄の8の食料産業局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、事業協同組合連合会、独立行政法人、法人格を有しない団体で事業承認者（実施要綱第5の1の事業承認者をいう。以下同じ。）が特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）又は民間団体等若しくは特認団体を構成員とする協議会（事業化共同体（コンソーシアム）を含む。）

2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- （1）主たる事務所の定めがあること。
- （2）代表者の定めがあること。
- （3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- （4）各年度ごとに事業計画、収支予算等が総会において承認されていること。

3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第5の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1を併せて事業承認者に提出して、その承認を受けるものとする。

第3 事業の内容等

本事業の内容及び補助対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

1 HACCP課題解決モデル実証事業

（1）課題解決実証

農林漁業者等を含む食品等事業者が、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の対応のための手引書（以下「HACCP手引書」という。）を参考に、HACCPに沿った衛生管理を円滑に導入・運用できるよう、有識者を派遣した課題解決実証を行う。

（2）手引書解説書作成

農林漁業者等を含む食品等事業者が、品目や業態に応じて、参考とするHACCP手引書を容易

に選択・活用できるよう、HACCP手引書の選択・活用方法等について、事例等を取り込んだ解説書を作成する。

(3) 学習教材作成

HACCPの考え方を取り入れた衛生管理に関して、研修会等の参加が困難な食品等事業者も取り組めるよう動画等の学習教材を作成する。

(補助対象経費)

- ① 実証費（外部有識者謝金・旅費、委員謝金・旅費、管理・運営員旅費、会場借料、資料作成・印刷費等）
- ② 手引書解説書作成費（委員謝金・旅費、会場借料、解説書実証員旅費、資料作成・印刷費等）
- ③ 学習教材作成費（ビデオ教材等作成・運営費、委員謝金・旅費、会場借料、資料作成・印刷費等）

2 HACCP に沿った衛生管理による品質・安全管理向上のための人材育成事業

食品等事業者が実施を義務付けられる HACCP に沿った衛生管理計画を円滑に作成・運用できる体制を構築するため、HACCP の考え方を取り入れた衛生管理研修会を開催する。

(補助対象経費)

- ① 検討会等開催費（委員謝金・旅費、会場借料、資料作成・印刷費等）
- ② 研修会開催費（講師謝金・旅費、管理・運営員旅費、会場借料、研修資料作成・印刷費、アンケート調査費等）

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和2年度とする。

第5 採択基準等

1 採択基準

実施要綱第4の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2) 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (3) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- (4) 事業実施主体は、HACCP 又はマネジメント体制に係る専門的な知見を有するとともに、第3の2の研修会等の開催を実施する場合には、国内における HACCP に沿った衛生管理の制度化や国際基準を踏まえた研修資料を作成する能力を有するものであること。
- (5) 食品等事業者に対して事業効果が発現されるよう、実証先の選定や研修の募集方法を工夫するなど、効果的な実施を図るものであること。

2 留意事項

事業実施主体は、本事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 事業実施計画の作成に当たり、事業の目的を達成するための具体的な数値目標を設定するとと

もに、数値目標の達成に向けた具体的な計画及び数値目標の達成度を把握するためのフォローアップに関する実施計画を作成すること。第3の2の研修会開催の事業については、研修参加者数に占める研修後HACCPの導入や改善に向け行動を起こした参加者数の割合を数値目標として設定するとともに、達成度を把握するための調査への回答を義務付け、活動状況を把握すること。

- (2) 事業を円滑に実施するため、学識経験者等で構成される検討委員会を設け、事業に関する企画運営方針の策定、運営方法の検討、執行管理等を行い、かつ、その成果について評価等を行うこと。また、必要に応じて検討委員会の下に専門部会を設け、検討委員会の方針等に基づき詳細な検討等を行うこと。
- (3) 事業の内容は、厚生労働省によるHACCPに沿った衛生管理の制度化の内容に合わせることを。
- (4) 第3の2の研修会等を実施するに当たっては、使用する資料を事前に農林水産省に提出するとともに、企業の営業秘密等を除き、資料を一般に公開すること。
- (5) 第3の2の研修会等の開催を実施するに当たっては、「「食品業界の信頼性向上自主行動計画」策定の手引き～5つの基本原則～」(参照：<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/sinrai/5gensoku.html>)及び食品等事業者が、消費者の信頼を高めていくために着目すべき行動のポイント(「協働の着眼点」(参照：https://www.maff.go.jp/j/shokusan/fcp/whats_fcp/kyoudou.html))の趣旨を勘案した内容とすること。

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施計画は、別記様式2により作成し、事業承認者に承認申請するものとする。ただし、事業実施計画の変更(2の重要な変更に限る。)又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の規定に基づく「補助金変更承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

なお、別記様式2に添付すべき資料であって、既に本事業の公募要領に基づき提出のあった資料等と重複するものは、その添付を省略できるものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付要綱別表1のIの2の(2)の食品の品質・安全管理サポート事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更
- (4) 3により委託する事業の新設又は内容の変更

3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式2の別添の「第1 総括表」の「事業の委託」の欄に記載することにより事業承認者の承認を得るものとする。ただし、委託して行わせる範囲は事業費の2分の1を超えてはならない。

- (1) 委託先が決定している場合は委託先名
- (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

第7 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに事業実施計画（別記様式2）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業承認者に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

また、事業実施主体は、第5の2の（2）の検討委員会により整理された事業成果及び評価結果について、併せて提出するものとする。

第8 補助金遂行状況の報告

交付要綱第12に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副2部を交付決定者（交付要綱第3の2に規定する交付決定者をいう。）に提出するものとする。

第9 報告又は指導

事業承認者は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 食品の品質管理体制強化対策事業実施要領（平成26年4月1日付け25食産第4714号農林水産省食料産業局長通知）は廃止する。
- 3 2に掲げる通知により平成30年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式1(第2関係)

番 号
年 月 日

事業承認者 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

印

食品の品質・安全管理サポート事業特認団体承認申請書

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職名及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度（ 年 月～ 年 月）

6 構成員

名称	所在地	代表者氏名	大企業・ 中小企業 の別	従業員数	資本金	年間販 売額	主要事業	備考

- 7 設立目的
- 8 事業実施計画の内容
- 9 特記すべき事項
- 10 添付書類
 - (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（創立総会議事録写し等）
 - (3) その他参考資料

別記様式2(第6、第7関係)

番 号
年 月 日

事業承認者 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

令和 年度食品の品質・安全管理サポート事業実施計画の承認（変更、中止、廃止の承認）の申請について

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知）第5の1の規定に基づき、関係書類を添えて、承認（変更、中止、廃止の承認）を申請する。

- (注) 1 関係書類として別添を添付すること。
- 2 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、承認通知があった事業実施計画の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。
- 3 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止（廃止）の理由」とし、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由について記載すること。
- 4 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「令和 年度食品の品質・安全管理サポート事業実施計画の実施結果の報告について」とし、別添「第1 総括表」及び「第2 個別事業実施計画添付資料」には実績を記載すること。

別添

第1 総括表

区 分	事業費 (A+B)	負 担 区 分		事業の委託	備 考
		国庫補助金 (A)	事業実施主体 (B)		
	円	円	円		
[例]	[例]	[例]	[例]	(1)委託先 (2)委託する 事業の内容 及び当該事業 に要する経費	
1 HACCP課題解決モデル 実証	220,000	180,000	40,000		
(1) 課題解決実証費	100,000	80,000	20,000		
(2) 手引書解説書作成費	50,000	50,000	0		
(3) 学習教材作成費	70,000	50,000	20,000		
・	・	・	・		
・	・	・	・		
・	・	・	・		
合 計					

(注) 区分については、交付要綱の別表1の区分の欄に掲げる区分及び経費の欄に掲げる事業名を記入すること。

第2 個別事業実施計画添付資料

食品の品質・安全管理サポート事業

1 HACCP課題解決モデル実証

(1) 事業の目的及び数値目標

- ① 事業の目的
- ② 数値目標

(注) 第5の2の(1)の規定に基づき、事業の目的を達成するための具体的な数値目標を設定し明記すること。(例：実証先の事業者について、実証後HACCPを導入した事業者の割合を〇〇%以上とする。手引書解説書(学習教材)へのアクセス件数を〇〇件/月以上とする。)

(2) 事業の内容

(注) 実施しない項目は削除し、上に詰めて記載すること。

① 検討会等の開催

開催時期	開催回数	出席者数	検討内容	備考

② 実証の実施

実証時期	実証対象・数・地域・方法等	備考

③ 手引書解説書の作成、配布・HPへの掲載等普及

手引書解説書の作成内容	配布・HP掲載等普及方法、実施時期	備考

④ 学習教材の作成、配布・HPへの掲載等普及

学習教材の作成内容	配布・HP掲載等普及方法、実施時期	備考

(3) 数値目標の達成に向けた計画及びフォローアップ

① 数値目標の達成に向けた具体的な計画

--

(注) (1) ②で設定した数値目標を達成するまでの道筋を具体的に記載すること。

② 数値目標の達成度を把握するためのフォローアップの実施計画

--

(注) フォローアップに係る実施計画を具体的に記載すること。

2 HACCPに沿った衛生管理による品質・安全管理向上のための人材育成事業

(1) 事業の目的及び数値目標

- ① 事業の目的
- ② 数値目標

(注) 第5の2の(1)の規定に基づき、事業の目的を達成するための具体的な数値目標を設定し明記すること。(例：研修参加者数に占める研修後HACCPの導入や改善に向け行動を起こした参加者数の割合を〇〇%以上とする。)

(2) 事業の内容

① 検討会等の開催

開催時期	開催回数	出席者数	検討内容	備考

(注) 検討会に加え専門部会等開催する場合は、その旨分かるように記載すること。

② 研修会の開催

開催時期	開催場所・回数	出席者数	実施内容	備考

(3) 数値目標の達成に向けた計画及びフォローアップ

① 数値目標の達成に向けた具体的な計画

--

(注) (1) ②で設定した数値目標を達成するまでの道筋を具体的に記載すること。

② 数値目標の達成度を把握するためのフォローアップの実施計画

--

(注) フォローアップに係る実施計画を具体的に記載すること。